

2016年(平成28年)2月18日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

消防の組織，職制及び定数管理に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について(答申)

2016年(平成28年)1月28日付けで諮問(第781号)された消防の組織，職制及び定数管理に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

横浜弁護士会会長より，弁護士法第23条の2の規定に基づき，消防総務課で保有する人事記録の情報について照会がなされた。

弁護士法第23条の2の規定は目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず，実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため，横浜弁護士会会長に対し，人事記録の情報を目的外に提供することについて，藤沢市個人情報の保護に関する条例第12条の規定に基づき，藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 目的外に人事記録を提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

氏名・住所・生年月日・在職の有無・在職していない場合退職した時期・退職の理由

イ 目的外に提供する相手方

横浜弁護士会会長

ウ 目的外提供の根拠規定

弁護士法第23条の2

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、弁護士法第23条の2に基づくものである。

弁護士法第23条の2は「弁護士会は、前項の規定による申出に基づき、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、各都道府県知事・市長はその照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した横浜弁護士会会長によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。

(イ) 目的外に提供する必要性

本件の目的外に提供する個人情報は、藤沢市消防局組織等規則の規定による「消防の組織、職制及び定数管理」に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。

また、本件について照会申出人である弁護士に確認したところ、「損害賠償請求訴訟により照会対象者が金員を支払うという内容の判決が確定しているが、判決内容の金銭支払いの求めに対し何の対応もないため、給与差押等の強制執行を行う予定であり、その調査の一環として退職の事実があるかどうかを照会するものである。」とのことであった。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供に伴い、本人に通知することは、給与差押等の強制執行に支障が生じることを照会者に確認した。

以上から本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

(4) 提出書類

ア 弁護士法第23条の2に基づく照会

イ 照会申出書

ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した横浜弁護士会会長によって行われるものであり、本件照会の具体的必要性については、「損害賠償請求訴訟により照会対象者が金員を支払うという内容の判決が確定しているが、判決内容の金銭支払いの求めに対し何の対応もないため、給与差押等の強制執行を行う予定であり、その調査の一環として退職の事実があるかどうかを照会するものである。」とのことである。

また、実施機関では、当該情報が藤沢市消防局組織等規則の規定による消防の組織、職制及び定数管理に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものであるとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、実施機関では、本件の目的外提供は、給与差押等の強制執行のために行うものであり、本人通知をした場合には、当該執行に支障が生じることを照会者に確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上